平成２３年（フ）第７６１０号
大阪市港区池島３丁目10番17号
債務者　菊池　　誠
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６１４号
大阪市淀川区野中南１丁目９番19号　丸山文化102号
債務者　福岡　絢子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６３７号
大阪府枚方市長尾谷町２丁目１番地の１305
債務者　東園設備工業こと　東園　幸久
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６７８号
大阪市旭区大宮５丁目10番16―1110号
債務者　原口　洋幸
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７７４号
大阪市住吉区遠里小野３丁目５番22号　札場ビル302号
債務者　磯脇かおり
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０５０号
大阪府箕面市粟生新家１丁目４番５号
債務者　今村フミ子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１１７号
大阪府茨木市西河原２丁目12番503号
債務者　丸尾　和彦
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１９０号
大阪府寝屋川市石津中町23番８号、前住所大阪府寝屋川市御幸東町32番12号
債務者　村上　麗子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２１３号
大阪府八尾市山城町３丁目２番24―107号
債務者　旭　　浩美
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２３３号
大阪市西淀川区姫島５丁目11番29号　井上文化201号室
債務者　横田　　修
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２３４号
大阪市天王寺区勝山２丁目13番17号
債務者　中西　　毅
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２３６号
大阪市淀川区東三国１丁目20番21号　センフィール東三国Ⅱ401号
債務者　杉田みちよ
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２４１号
大阪府守口市藤田町５丁目26番６号、前住所大阪市城東区森之宮２丁目９番1719号
債務者　西野きよみ
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２４２号
大阪府東大阪市小阪本町１丁目３番10号　小阪本町第２ビル５Ｆ―Ａ号
債務者　五島　勝美
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２４４号
大阪市西成区花園南１丁目９番24号　マンション園406号
債務者　松浦　枝美
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２４５号
大阪市淀川区西中島３丁目10番１号　ミドエストツダ403号
債務者　北山　正幸
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２４８号
大阪市此花区高見１丁目５番45―904号
債務者　阪本　正代
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２４９号
大阪府四條畷市南野２丁目18番14号　シャルマン豊203
債務者　大西　幸一
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部